

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日

2. 内容

目標1 令和12年度までに年次有給休暇取得率50%以上を目指す。

<対策>

- 令和7年度～ 取得状況を集計したものを経営陣に報告し、年次有給休暇の取得促進を促す。

以上